

令和7年度 札幌市交通安全運動推進方針（概要）

特別重点項目		○高齢者の交通事故防止		○自転車等の安全利用の推進					
通 年 運 動	交 通 安 全 運 動 の 重 点	歩行者保護意識の醸成と歩行者のマナーアップ	○ 歩行者を最優先とする保護意識の醸成を図る広報啓発活動、全ての世代を対象とした道路横断時の安全確認や反射材の着用など自ら安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を推進する。 ○ 信号機の設置のない横断歩道における歩行者優先義務の徹底と、歩行者・ドライバー相互の意思疎通を図る横断方法等を実践する「ハンドサインでストップ運動」を推進する。 ○ 登下校の子どもの安全を確保するための関係機関・団体による通学路の安全点検と保護・誘導活動を推進する。						
		高齢者の安全確保	○ 「シルバーアドバイザーの店」の登録拡大を図るほか、高齢者を取り巻く交通事故実態の周知や、高齢者の行動特性を理解した交通安全意識の向上を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 高齢者に個々の身体機能を自覚した安全な交通行動の実践を促す交通安全教育や高齢者宅への訪問活動等による安全指導を推進する。 ○ 運転免許証の自主返納者への支援に関する情報の提供や安全運転サポート車の普及促進のための広報啓発活動を推進する。						
		飲酒運転の根絶	○ 悪質な犯罪である飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という規範意識と「そして見逃さない」という視点の醸成を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 飲酒疑似体験を取り入れた交通安全講習による危険性の認識向上や運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯び確認の徹底等の取組を推進する。 ○ 「飲酒運転根絶ロゴマーク」や「ハンドルキーパー運動」、「飲酒運転ゼロボックス」を周知するなど、飲食店や酒類販売店等と連携した広報啓発活動を推進する。 ○ 飲酒運転に関する警察への情報提供の促進を図り、飲酒運転を見逃さない「社会の目」の一層の拡大を推進する。						
		スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底	○ 速度の出し過ぎによる危険性を周知するための広報啓発活動を推進する。 ○ ドライビングシミュレーター等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。 ○ 後部座席を含めた全席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動、着用率向上に向けた取組を推進する。 ○ 各種資機材を活用したシートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進する。						
		乗車用ヘルメットの着用などの自転車等の安全利用	○ 自転車は「車両」であるということの周知を図るための広報啓発活動を推進する。 ○ 自転車シミュレーターや自転車安全利用五則等の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育や広報啓発活動を推進する。 ○ 乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入に向けた広報啓発活動を推進するとともに、「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」の危険性を周知する。 ○ 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールを周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進する。						
		安全意識の向上	○ 夕暮れ時・夜間の交通事故実態及び危険性を周知し、反射材用品等の着用促進を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 昼間の点灯を呼びかける「デイ・ライト運動」や夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ 「ながら運転」や「あおり運転」の危険性を周知するとともに思いやり・ゆずり合いの心を持った運動の実践を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 長距離運転における休憩の呼びかけなど居眠り運転事故防止に向けた広報啓発活動を推進する。						
		交通安全教育		○ 幼児から高齢者までの全ての年齢層を対象とした交通安全教室等を展開するとともに、参加・実践型の交通安全教育を計画的に実施する。					
	地域活動への支援		○ 地域や学区ごとに結成されている交通安全実践会（地区交通安全運動推進委員会等を含む）、交通安全母の会、スクールゾーン実行委員会へ活動費を助成するとともに、交通安全団体及び交通安全指導者等に対する研修や情報提供の充実を図り、地域に根ざした交通安全活動の育成・支援を行う。						
	違法・迷惑駐車防止対策		○ 違法・迷惑駐車防止の気運の醸成を図るための広報活動や巡回啓発を実施するとともに、市民参加のパトロールを啓発チラシの提供などにより支援する。						
	期 別 運 動	運動名	春の交通安全市民総ぐるみ運動 （全国一斉）		夏の交通安全市民総ぐるみ運動 （全道一斉）		秋の交通安全市民総ぐるみ運動 （全国一斉）		冬の交通安全市民総ぐるみ運動 （全道一斉）
実施期間		4月6日（日）～4月15日（火）		7月13日（日）～7月22日（火）		9月21日（日）～9月30日（火）		11月13日（木）～11月22日（土）	
セーフティコール		4月4日（金）		7月11日（金）		9月19日（金）		11月13日（木）	
期別運動の方針		○ 新入学（新学期）を迎える子どもや活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。		○ 観光・夏型レジャー等に伴う事故防止、バイクによる事故防止及び飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。		○ 夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。		○ 凍結路面でのスリップ事故防止や飲酒運転の根絶を図るための活動等を推進する。	
の 交 通 安 全 の 日 等	飲酒運転根絶の日	7月13日（日）		北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づき、市民の飲酒運転根絶の気運を高めるため、広報啓発活動を実施する。					
	交通事故死ゼロを目指す日	4月10日（木）、9月30日（火）		交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動のセーフティコールに準じた広報啓発活動を実施する。					
	道民交通安全の日	毎月15日		北海道・北海道警察と連携し市民の交通安全意識の高揚を図るため、期別運動のセーフティコールに準じた広報啓発活動等を実施する。					
	自転車安全日	毎月第1及び第3金曜日		自転車の安全利用と事故防止を図るため、自転車利用者を対象に街頭指導、啓発活動等を実施する。					
	その他の交通安全の日	無事故の日（6月25日）、バイクの日（8月19日）		地域独自の交通安全の日等に、地域・職域の実情に応じた広報啓発活動を実施する。					
特 別 対 策		「交通死亡事故多発警報」や「飲酒運転根絶緊急対策」の発表時に、緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。							